

月極駐車場使用契約書

所在地	●●●●●●●●●●		
駐車場名	●●●●●● 駐車場	車室番号	●●● 番
駐車料金	1ヶ月 金 ●●, ●●●円也 (税抜価格●●円)		
敷金	金 ●●, ●●●円也 (無利息の約定)		
事務手数料	金 ●●, ●●●円也 (税抜価格●●円)		
車庫証明	保管場所使用承諾証明書発行手数料として1通につき2,200円(税抜価格2,000円)		
契約車両	メ-カ-/車名 : ナパ°-プレート :		

株式会社エヌ・ティ・ティ・ル・パルク (以下「甲」という。)と \_\_\_\_\_  
(以下「乙」という。)とは、下記条項のとおり月極駐車場使用契約 (以下「本契約」という。)を締結する。

(使用目的)

第 1 条

乙は、標記所在地の標記駐車場における標記車室番号の場所を車両の駐車目的のため  
のみに使用し、それ以外の目的に使用しない。また、乙は現状のままにて使用するもの  
とする。

(契約期間)

第 2 条

契約期間は、2020年4月1日より2021年3月31日迄の1年間とする。但し、期間満了  
の1ヶ月前迄に甲または乙から、別段の意思表示のないときは、本契約は、契約期間満  
了日の翌日から更に1年間自動的に契約を更新するものとし、それ以降も同様とする。

(使用料)

第 3 条

乙は、翌月分の駐車料金を前月末日までに、口座振替により支払う。但し、甲が認めた  
場合は甲の指定口座に振込むこともできる。尚、口座振替手数料、振込手数料は乙の負  
担とする。また、未払いの料金は、敷金にて充当できるものとする。

(消費税)

第 4 条

乙は、甲に駐車料金、及びその他費用、手数料等を支払うとき、国が定めた税率に基づ  
き消費税を併せて支払うものとする。

(使用料の清算)

第 5 条

月の途中における契約及び解約の場合は、その月の駐車料金は日割計算とする。

(使用上の注意)

第 6 条

乙は、駐車場を善良な管理者の注意を持って使用するものとし、次の各号を厳守しな  
なければならない。

- 1 車両は、契約した標記車室区画以外には駐車しない。通路は常時充分に空け、他の  
契約者の利用を妨げない。
- 2 常に清潔に使用し、ゴミ等の投棄はしない。消防法その他の法令等により危険物と  
して指定されている物の持込はしない。
- 3 近隣の迷惑となるアイドリング、騒音等、その他公序良俗に反する行為を一切行わ  
ない。
- 4 無断で標記契約車両記載の車両 (以下「契約車両」という。) 以外の車を駐車しな  
い。

5 本契約に基づく使用权の譲渡及び転貸は絶対に行ってはならない。

6 別添の駐車場管理規則を遵守する。

(契約の解除)

第7条

乙が、下記の各号のいずれかに該当した場合は、甲は、乙に対し、何ら催告することなく、本契約を解除することができる。

1 乙が本契約の条項の1つにでも違背した場合、または別添の駐車場管理規則に違背した場合。

2 乙が標記記載の駐車料金、使用料等その他関係諸費用の支払いを1回でも遅延した場合。

3 乙が駐車場の使用にあたり、実態に著しい変更があり、甲が不相当と認めたとき。

4 契約書に虚偽の記載があった場合、またはその他不正な方法により駐車場を使用した場合。

5 その他上記以外の事由により、乙が甲との信頼関係を著しく損なわせた場合。

(免責事項)

第8条

駐車場内での盗難、事故等、或いは、天災地変(天変地異、地震、風水害、落雷等)による損害ならびに火災、盗難等が発生しても、甲は乙に対し責任を負わないものとする。天災地変には降雪も含まれ、雪害により車両の入出庫が困難になったとしても、甲は除雪作業等を行わないものとする。

(損害賠償)

第9条

乙及び乙の関係者(使用者、運転者、同乗者等)が下記の各号のいずれかに該当した場合は、甲に対し速やかにその損害を賠償しなければならない。

1 使用者・運転者・同乗者等の責めに帰すべき事由によって駐車場内の設備に損害を与えた場合。

2 その他本契約に定める義務を履行しないこと等により、甲に損害を与えた場合。

2. なお、乙が損害賠償を支払わなかった場合は、敷金にて弁済に充当することができるものとする。

(不正駐車)

第10条

乙は、自らが契約した車室に他車両が無断駐車している場合は、自らが警察に連絡をとり排除することとし、損害賠償等を甲に申し出ないこととする。

(料金改定)

第11条

甲は、経済情勢の変動、公租公課の増額、近傍類似駐車料金との比較、駐車場施設の変更及び契約内容等の変更等、本契約で定めた駐車料金が不相当となった場合は、契約期間中であっても2ヶ月前の予告期間をもってその額を改定することができるものとする。

(明渡し)

第12条

契約の解除、解約及び契約期間満了等の事由の如何にかかわらず本契約が終了した場合には、乙は、甲に対し、直ちに駐車場を明け渡す。乙が駐車場を明け渡さず無断で車両を駐車している場合、乙は、甲に対し、契約終了日の翌日から明渡し済みまで標記駐車料金の倍額を、使用相当損害金として支払う。

2. また、本契約終了後、乙が車両、あるいは残留物を撤去しない場合は、甲は、乙が所有権を放棄したものと看做し、乙の費用負担において、当該車両などを任意に処分できる。

(契約の解約)

第13条

甲もしくは乙の都合により本契約を解約する場合は、必ず1ヶ月前に相手方に通告し期間満了と同時に本契約は終了するものとし、乙は完全に駐車場を退去することとする。尚、土地所有者より駐車場用地の返還請求があり、これを甲が所有者に返還しなければならない場合、本項を適用せず、本契約は甲より解約の通知があったと同時に終

了するものとする。

(敷金の返却)

第 14 条

甲は、乙が甲に対する金銭の支払義務すべての履行を終え、本件駐車場から退去した後、乙に対し残敷金を返却する。

(裁判所の指定)

第 15 条

本契約に関し、調停もしくは訴訟等が必要になった場合の申立及び提訴は、本駐車場所在地を管轄とする簡易裁判所もしくは地方裁判所とする。

(信義則)

第 16 条

本契約は、甲乙双方誠実に履行するものとし、本契約に定めのない事項、または本契約の各条項に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議解決するものとする。

(機密の保持)

第 17 条

甲は又は乙は、相手方の承諾又は正当な理由がない限り、本契約の履行に関連して知り得た相手方の機密を第三者に漏洩しないものとし、本契約終了後も同様とする。

(反社会的勢力の排除)

第 18 条

甲及び乙は、次の各号に定める事項を表明し、保証する。

- 1 自己及び自己の役員が反社会的勢力（平成 19 年 6 月 19 日付犯罪対策閣僚会議発表の『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針』に定義する「反社会的勢力」をいう。以下同じ。）でないこと、また反社会的勢力でなかったこと。
  - 2 自己及び自己の役員が、自己の不当な利得その他目的の如何を問わず、反社会的勢力の威力等を利用しないこと。
  - 3 自己及び自己の役員が反社会的勢力に対して資金を提供する等、反社会的勢力の維持運営に協力しないこと。
  - 4 自己及び自己の役員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。
  - 5 自己及び自己の役員が自ら又は第三者を利用して、相手方に対し暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求を行い、相手方の名誉や信用を毀損せず、また、相手方の業務を妨害しないこと。
- 2 甲及び乙は、前項各号に違反する事実が判明した場合には、相手方に直ちに通知するものとする。
  - 3 甲又は乙は、相手方が本条に違反した場合は、何らの通知催告を要せず、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
  - 4 甲又は乙は、相手方が本条の規定に違反したことにより損害を被った場合、相手方に対し、前項に基づく契約解除にかかわらず当該損害について本契約に基づく損害賠償を請求できるものとする。

## 駐車場管理規則

駐車場をご利用して頂く上で、「月極駐車場使用契約書」に付随し、駐車場の使用にあたりお客様にご利用して頂く為の基本的事項として本駐車場管理規則を定めておりますので、必ずお守り頂くよう宜しくお願い申し上げます。なお、規則違反により契約解除となる場合がありますのでご注意ください。

1. 自転車、自動二輪車、荷物等、契約車両以外のいかなるものについても、駐車場内（車室内外）に置かないで下さい。万一契約車両以外のものを発見した場合は弊社にて撤去及び処分の上、後日費用を請求いたします。
2. 車両の長さもしくは車両の幅が、車室の枠からはみ出す車両は駐車しないで下さい。
3. 弊社都合により駐車場所を移動して頂く場合がございますので、あらかじめご了承下さい。
4. 車種、ナンバープレート、住所、氏名及び契約申込時に登録の連絡先電話番号に変更が生じた場合は必ず弊社までご連絡下さい。

上記契約の証として本契約書を2通作成し、甲乙各自記名、捺印の上各1通を所持する。

令和●●年●●月●●日

貸主（甲）	住所	東京都台東区上野 5-24-11 NTT 上野ビル
	氏名	株式会社エヌ・ティ・ティ・ル・パルク 代表取締役 浅野 彰 印
借主（乙）	住所	
	氏名	印